

第 6 号様式（第 5 の 2 関係）

議 事 概 要

会 議 名	令和 8 年度 第 1 回曾於警察署協議会
会 議 日 時	令和 8 年 6 月 30 日（火曜日） 午後 2 時から午後 3 時 50 分まで
会 議 場 所	鹿児島県交通安全協会曾於地区協会会議室
出 席 者	1 警察署協議会 会長代行以下 7 人 2 警察署 署長以下 8 人
（会議の概要） 1 会議次第 (1) 開会 (2) 会長代行挨拶 (3) 署長挨拶 (4) 署員自己紹介 (5) 協議 ア 管内の治安情勢と警察署の取組状況説明 イ 速度取締り指針説明 ウ 諮問・答申 エ 警察業務に対する意見・要望等について オ 次回開催期日について (6) 閉会 (7) 通信指令・無線通話訓練の見学 2 諮問・答申 署長から「自転車関連の交通違反、交通事故防止のため、小中学校における交通安全教室、各企業・団体における交通安全講話による啓発活動のほか、定期的な交通指導取締りを実施しているが、本年の自転車関連の交通事故は昨年と比較して増加傾向にある。自転車の安全運転意識向上につながるような方策について、皆様の御意見を伺いたい。」旨の諮問がなされ、委員から「警察署では小中学校などでの交通安全教室を実施しているとのことだが、それ以外の人たちは、4 月から何が変わってどうしたら違反になるのか分からない人もいると思うので、交通安全啓発について、市の広報誌に掲載依頼をしてはどうか。」「市の広報誌はカラーで見やすいし、各世帯に 1 部ずつ配られるので、交通ルールや法改正などを広報するには有効だと思われる。」等の答申がなされた。 3 意見・要望等 (1) 委員から「管内の防犯カメラの設置箇所を把握できているか。また、画像の提供等、日頃の連携はどのようにしているか。」旨の質問がなされ、警察署から「詳細については回答を差し控えさせていただくが、県警組織内で情報共有がなされている。また、画像の提供等については、提供元の意向を個別に確認させていただいた上で、必要に応じ適正な方法により、提供を受けている。」旨の説明があった。 (2) 委員から「全国的に「闇バイト」の低年齢化が聞かれるが、第三者に個人情報を伝えてしまった等の相談はあるか。」旨の質問がなされ、警察署から「管内において、同種の相談は受理していない。全国的には第三者に個人情報を伝えてしまったことをきっかけに、自身や家族等へ危害を加えると脅された若者が凶悪犯罪に加担させられた事例もある。警察では、最寄りの警察署への相談・110 番や匿名通報ダイヤル（0120-924-839）への通報等を行うよう広報している。引き続き、管内の高校生に対し「闇バイト」に関する講話を実施するなど、被害防止に努めてまいりたい。」旨の説明があった。 (3) 委員から「県警あんしんメール配信について教示願う。」旨の質問がなされ、警察署から「県警においては、県内で発生した犯罪情報や行方不明事案情報等について「県警あんしんメール」によりタイムリーに情報提供している。これは、情報提供を希望し、あらかじめ会員登録を行った方に対して様々な情報を送信するものである。今後も「県警あんしんメール」を通じたタイムリーな情報提供により、県民の安全安心の確保と犯罪抑止に努めてまいりたい。」旨の説明があった。	

- (4) 委員から「県内でも「トクリュウ」による関連事件が報道されているが、当署管内や県警全体の取組、警ら等の実施状況、頻度について伺いたい。」旨の質問がなされ、警察署から「本年5月にトクリュウと思われる複数名を出水警察署において強盗予備罪等で逮捕しているが、当署も県境に位置することから、住宅街周辺における警らを重点的に実施しているほか、不審な県外ナンバー等に対する職務質問を強化している。このほか県警では、必要に応じて各自治体が管理する防災行政無線等を活用した注意・警戒広報を行うなど、警察以外の関係機関とも連携したタイムリーな広報啓発にも努めている。また、地元のそおグッドFMに毎月署員が出演するなどして、市民の安全安心に資する各種防犯情報等に関する広報を行っている。」旨の説明があった。
- (5) 委員から「自転車の青切符導入が始まったが、現時点での違反件数はどのくらいか。」旨の質問がなされ、警察署から「県内では本年5月末時点で、青切符制度を適用した違反が3件あり、その内訳は、ながらスマホ2件、一時不停止1件であった。指導警告書を交付した事案については、県下で4月が738件、5月が611件で、一時不停止や右側通行、並進走行などが多く見られた。当署管内では、5月末時点で18件の指導警告書を交付しているが、歩道通行や右側通行が多く見られた。今後も自転車利用者に対する指導取締りを実施してまいりたい。」旨の説明があった。
- (6) 委員から「全国的に高齢ドライバーの事故が増えているが、免許更新時点での審査・判断は厳格化されているのか。」旨の質問がなされ、警察署から「免許更新時点での高齢ドライバーに対する審査・判断の厳格化のほか、質問票の記載、診断書の提出、安全運転相談などにより、免許保有者の一定の病気等の罹患等についての的確に把握し、免許の拒否・取り消し等の行政処分の検討を行っている。」旨の説明があった。
- (7) 委員から「自転車の交通ルールの改正について。」の質問がなされ、警察署から「令和8年4月に法改正が行われ、自転車の一定の交通違反が交通反則通告制度の対象となった。これは、自転車を利用中に交通違反があった運転者に青色の交通反則告知書、いわゆる青切符処理するというもので、自動車の違反と同様、反則金も発生する。この対象は16歳以上となっているため、高校生も対象となる。反則通告制度の対象となる反則行為については113種類の行為が対象となっているが、走行中に携帯電話を使用して交通の危険を生じさせた場合や酒酔い運転、妨害運転など特に悪質な違反行為は、交通反則通告制度の対象外となり、交通切符（赤切符）による刑事手続きとなる。警察庁交通局が「自転車ルールブック」を警察庁のホームページに掲載しているので、参考にさせていただきたい。」旨の説明があった。
- (8) 委員から「交通事故の原因や具体例について。」の質問がなされ、警察署から「当署管内で本年5月末までに発生した23件の人身事故では、車両相互の事故が21件、単独の事故が2件であった。事故原因としては、前方不注意によるものが全体の43パーセントを占めている。主な事故の例としては、信号停車時などの追突事故、車線はみ出しによる正面衝突事故、信号無視による事故などがあった。当署としては、主要幹線道路における警ら活動や交通指導取締りを通じたドライバーへの注意喚起、各種交通講習等を通じた広報啓発活動を実施し、交通事故抑止に努めてまいりたい。」旨の説明があった。
- (9) 委員から「歩きながらや、自転車・車の運転中の携帯電話使用に対する取締状況について。」の質問がなされ、警察署から「管内の運転中の携帯電話使用違反については、令和7年中が11件、本年は6月現在で15件を検挙している。今後とも自動車や自転車の運転者のみならず、歩行中のながらスマホの危険性についても、各種講話や交通安全教室で広報してまいりたい。」旨の説明があった。
- (10) 委員から「朝の登校指導中や通勤中に、事故を起こしそうな運転者を見かけるが、何か方策をとっているか伺いたい。」旨の質問がなされ、警察署から「一般的にはその運転手や車両に関する情報収集のほか、警察官の現場確認や同時間帯における交通監視などを通じて、危険行為を現認した上で、運転者に対して交通違反の告知や指導警告を行うようにしている。危険運転者などに関する相談は、早期に対応することで悪質・危険運転者を排除することに繋がるので、警察への情報提供をお願いしたい。」旨の説明があった。

備 考